

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

名古屋市長 広沢一郎

名古屋市規則第132号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「21,000分の5,400」を「12分の1」に改め、同項第3号中「第1号」を「前号」に、「21,000分の2,400」を「30分の1」に改め、同条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号イ中「前項第2号」を「ア」に、「5,400分の16,800」を「12分の1」に改め、同号ウ中「前項第3号」を「イ」に、「2,400分の6,800」を「30分の1」に改め、同項第2号イ中「前項第2号」を「ア」に、「5,400分の8,400」を「12分の1」に改め、同号ウ中「前項第3号」を「イ」に、「2,400分の3,400」を「30分の1」に改める。

第10条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 前号の場合において、当該年度における使用の期間が1年未満であるときは、月割をもって算出した額を徴収し、なお1月未満の端数があるとき

は、1月として算出した額を徴収する。

(3) 月を単位として定められているものについては、使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として算出した額を徴収する。

別表第1中

「

スケート広場 (若宮大通公園)	1月1日から12月31日まで		午前8時から午後9時まで
--------------------	----------------	--	--------------

」

を

「

スケート広場 (若宮大通公園)	1月1日から12月31日まで		午前8時から午後9時まで
農業文化園(戸 田川緑地)	1月4日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日(その 日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日) を除く。		午前9時から午後 4時30分まで

」

に改める。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、第8条の2第1項及び第2項の改正規定(「次の各号」を「次」に
改める部分に限る。)並びに次項の規定は公布の日から、別表第1の改正規
定並びに附則第4項及び第5項の規定は同年1月1日(以下「一部施行日」
という。)から施行する。

- 2 この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく許可の申請その他戸田川緑地農業文化園を使用するために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。
- 3 新規則第8条の2第1項及び第2項並びに第10条第1項の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料（当該使用料のうち年を単位として定められているもので施行日以後の使用に係るものを除く。）については、なお従前の例による。
- 4 名古屋市農業文化園条例施行細則（平成元年名古屋市規則第22号）は、廃止する。
- 5 前項の規定による廃止前の名古屋市農業文化園条例施行細則の規定により行われた指定管理者の指定の手続は、新規則の相当の規定により行われたものとみなす。